

令和5年9月6日

犬山市長 原 欣伸 様

犬山市公文書管理審議会
会長 青山 正和

保存期間満了を迎えた公文書の廃棄について（答申）

令和5年9月6日付、5犬総第122号で諮問を受けた保存期間が満了した公文書等の廃棄について、審議会において協議を行いました。

その結果、下記事項を審議会の意見として、ここに答申します。

記

1 答申事項

保存期間満了を迎え、廃棄することとした公文書について、犬山市歴史的公文書選別基準に照らしてみても、次に記載する文書を除き、原案通り廃棄することが妥当である。

次に記載する文書については、歴史的公文書として引き続き、保存すること。

教育委員会（学校教育課所管）の文書については、昨年度、廃棄することになっていなかったにも関わらず、誤った事務処理がなされ、既に廃棄されているとのことであるため、今後、同様のことが起きないように、再発防止のための取り組みと市民への説明を行うこと。

裏面へ

実施機関：市長（経営改善課所管）

文書名：起債許可書綴り

（昭和27年度～平成4年度）

理由：犬山市が行ってきた起債の歴史が分かることを踏まえると、重要な資料である。

このため廃棄するのではなく、犬山市歴史的公文書として保存することが適当である。

また、廃棄対象公文書リストには、平成4年度の記載許可書のみが綴られていると記載されていたが、実際は、昭和27年度からの記載許可書が綴られていた。今後、同じことが起きないように、当該文書に昭和27年度からの文書が綴られていることを表示するとともに、歴史的公文書目録への記載にあたっては、文書の作成年度を「昭和27年度～平成4年度」と正確に記載すること。

実施機関：市長（整備課所管）

文書名：測量、調査委託業務 富岡荒井線（犬山字番前地内）

（昭和63年度）

富岡・長者町新町名地番設定図（平成2年度）

測量業務及び道路実施設計業務委託（仮称市道栗栖33号線）（平成3年度）

成田富士入鹿線（犬山字中ノ宮地内）用地図一式（平成4年度）

理由：これら測量図面については、該当の場所について、過去に遡って権利義務を争う可能性がある。

このため廃棄するのではなく、犬山市歴史的公文書として保存することが適当である。